

## 新型コロナウイルスに関する確定申告の対応について

令和2年3月9日  
埼玉県幸手市緑台1-71-1  
0480-53-9723  
info@kasugatax.net  
税理士 春日正宏

### 関与先各位

拝啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

既報の通り新型コロナウイルスの影響で確定申告の申告期限の延長が、令和2年2月27日付で国税庁から発表になりました。

#### 【国税庁発表資料より抜粋転載】

今般、政府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限（※）について、令和2年4月16日（木）まで延長することといたしました。これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、延長することとしております。

#### 【以上】

当事務所といたしましては、関与先様と従業員の安全と無用な心配を助長させないため、政府発表の通り1、2週間は訪問や来所等を極力控えたいと思います。例年ですと3月15日までに申告完了し、お控えをお渡しさせていただいておりましたが、令和元年分の申告につきましては、国税庁の発表通り**申告期限（令和2年4月16日）**に基づき確定申告業務を進めてまいりたいと思います。

許認可や融資の関係等で申告書の提出を急がれる場合は、お手数ですが早急にご一報くださいますようお願い申し上げます。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。どうぞ、くれぐれもご自愛くださいますようお願いいたします。まずは、略儀ながら書中をもってご案内申し上げます。

敬具